

奈 水 第 517 号  
平成 20 年 5 月 19 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 中和田 守 様  
同 幾 田 邦 夫 様  
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 16 年 3 月 24 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

## 別紙

### 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について

#### 1 奈良市一般会計と奈良市水道局の退職手当の負担割合

##### 【監査結果の要旨】

奈良市と奈良市水道局間では相互に職員の異動があり、この職員の退職手当については、退職時に所属していた部局で退職手当全額を負担することになっている。しかし、この負担方法によると、独立採算の原則が適用されている奈良市水道局の財務状況を正しく把握することができない。

退職手当費用を正しく把握し、負担するために、職員の異動の際には各職員の所属期間に応じた退職給与引当金相当額を異動先に支払う仕組みを整備し、運用することが有用である。

##### 【措置の内容】

退職金の負担割合について、平成16年5月に、「市と水道局を相互異動した職員の退職手当を相互の勤務年数に応じ負担割合を決定し、それぞれが負担することについて協議をお願いする」という内容の文書を奈良市長あてに提出し、市の関係課と調整した結果、実施に向けて具体的な方法を検討することとなり、既に負担割合を実施している他都市の内容を参考に互いの会計処理上の取扱いなどの問題点について協議を進めました。

協議の結果、平成19年8月に、「該当職員への退職手当金の支払は退職時に在籍する所属が行う。負担割合は、勤務した月数に応じて負担金として、互いに支払う。実施時期は、平成20年度退職者から行う」ものとして財政担当者を交え確認しました。また、併せて市と水道局の間で実施について覚書を交わすこととしました。その後、関連する収入及び支出を平成20年度予算案に計上し、3月市議会において予算案が可決されたことを受けて、任命権者名で覚書を締結し、平成20年度から実施することとなりました。（総務課）